

始まります！

マイナ救急

令和7年10月1日から実証事業開始

マイナ救急とは？

マイナ救急は、救急隊が、マイナ保険証を活用して受診歴や処方薬などの情報を取得することで、より的確な救急業務を行うものです。

通常の救急搬送では、現場に到着した救急隊が、患者さんのお名前や既往歴・受診歴・処方薬・かかりつけ病院などを、本人または家族などから、口頭で聞き取ります。

救急隊がマイナ保険証を活用して、患者さんの正確な情報を確認できれば、より早く搬送先の病院を選定でき、搬送先の病院も救急隊からの正確な情報により、患者さんに合わせた治療の事前準備に取りかかれます。救急隊は必要な救命処置や観察も的確に行い、現場から病院まで患者さんに寄り添った救急活動ができます。

マイナ救急は、全国の消防本部で開始されています。詳しくは、総務省消防庁のショート動画をご覧ください。



消防本部公式 X



総務省消防庁

マイナ保険証の携行を！

もしもの時に備えて、マイナナンバーカードの取得・保険証登録、そして、普段からの持ち歩きにご協力をお願いします。



問合せ
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 救急課
☎ 0187-63-0318



介護保険事務所からのお知らせ

介護保険住宅改修受領委任払事業者の 新規登録研修会の開催について

住宅改修費の支給に係る受領委任払事業者は登録申請が必要となり、次の日程の研修会を受講された事業者のみ登録申請が可能になります。現在、登録となっている受領委任払事業者の有効期間については、令和9年11月（最長3年）までとなっています。そのため、令和7年度については新規登録研修会のみを開催し、更新の研修会は開催しません。

この研修では、受領委任払いを利用して住宅改修を行った際の流れや介護給付の対象になる住宅改修の項目、よくある質問などを内容とします。

●日時／10月28日(火) 13:30～14:30（受付13:10～）

●場所／大仙市役所仙北支所 3階 大会議室

●申込期限／10月10日(金)必着

申込書は「OS介護ネット（二次元コードからもご覧になれます）」よりダウンロードし、FAX または郵送でお申込みください。

「受領委任払い」とは…

被保険者から受領委任を受けた住宅改修業者には介護給付内工事代金の1割、2割または3割が被保険者から支払われ、残りの9割、8割または7割が介護保険事務所から支払われる制度です。

問合せ
大曲仙北広域市町村圏組合
介護保険事務所保険給付班
☎ 0187-86-3911

OS介護ネット→



年金生活者支援給付制度について

問 国保市民課 ☎ 43-3316
大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。 ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

対象となる方

●老齢基礎年金を受給している方

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ☑ 65歳以上である
- ☑ 世帯員全員が市民税非課税となっている
- ☑ 年金収入額とその他の所得額の合計が90万円以下である

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

次の要件を満たしている必要があります。

- ☑ 前年の所得額が約479万円以下である。

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬ごろから、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和8年1月5日までに請求手続きが完了すると、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

・日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客さまの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

年金生活者給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。
『給付金専用ダイヤル』 ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）

厚生労働省
ホームページ→



年金生活者支援給付金 検索

仙北警察署からのお願い

角館のお祭りに向けテロ警戒中

問 仙北警察署 ☎ 53-2111

9月7日から9日までの3日間、「角館のお祭り」が開催されます。過去には、大規模イベントや施設がテロの標的となったことがあります。

テロを未然に防止するため、不審な人・物・車などの警戒をお願いします。



不審者・不審物発見のポイント

【人や車】

- ・周囲の状況からみて、動作や見た目が不自然
- ・見慣れない車が長時間駐車（何度も往復）

【物】

- ・周囲の状況からみて、形・中身・大きさが不自然
- ・隠すように置かれている
- ・異様なおいがする